

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年2月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	海水配管用トレンチ内（北東エリア）に設置されているページング装置に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	1号機	硫酸及び苛性ソーダタンク脇に設置されているシャワー出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	廃棄物処理建屋換気空調系排風機（A）の風量測定において、設計風量を満足していないことが認められたため、当該排風機を点検・修理	D	
4	2号機	廃棄物処理建屋換気空調系送風機の風量測定において、設計風量を満足していないことが認められたため、当該送風機を点検・修理	D	
5	2号機	原子炉補機冷却系熱交換器（C）の淡水側ベント弁に固着による開閉操作困難が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
6	2号機	残留熱除去系熱交換器入口及び出口、並びに燃料プール冷却浄化系熱交換器出口温度記録計の記録用紙送り機構に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
7	3号機	タービン補機冷却系冷却水ポンプ（A）の出口圧力計取付接続部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置用サージタンクのレベル調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	汚染物品（金属触媒の試験片）を所外の検査施設へ輸送した際、関係自治体への事前連絡が行なわれていなかったことが認められたため、対応検討	B	2月8日公表済 (PDF 101KB)
10	5号機	洗濯室換気空調系排風機用フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	D	
11	5号機	洗濯室換気空調系排風機用フィルタ差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・調整	D	
12	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）用潤滑油温度スイッチに動作不良が認められたため、当該温度スイッチを点検・調整	D	
13	5号機	高圧注水系ポンプ室内油ドレンサンプポンプ用現場操作箱の扉に同室内空調機点検用架台との干渉による開閉操作不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	所内ボイラ用給水ドレンタンクのレベル調節器付属のレベル指示計に指示値不良（ダウンスケール）が認められたため、当該レベル指示計を点検・調整	D	
15	5号機	タービン建屋（南側）換気空調系送風機内のストームドレンファンネル部に詰まりが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
16	5号機	タービン建屋（北側）換気空調系送風機の下部に腐食による貫通孔が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	5号機	タービン建屋（北側）換気空調系送風機の暖房用蒸気加熱器のドレントラップ上流側ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	6号機	気体廃棄物処理系の排ガス粒子フィルタ出口流量が徐々に上昇し、流量高を示す警報が発生したため、原因調査及び対応検討	C	
19	6号機	循環水配管用電気防食装置の過防食電位を示す警報表示ランプ（2箇所）が点灯したため、当該箇所の電位を調整	対象外	
20	6号機	所内ボイラ用給水ポンプ（B）が過負荷により自動停止し、電源盤内制御回路の不良の可能性が認められたため、当該制御回路を点検・修理	D	
21	集中環境施設	補助ボイラ（B）用噴霧蒸気供給弁の点検において、配管との接続フランジ部（シート面）に腐食が認められたため、当該フランジを交換	D	
22	集中環境施設	薬液供給設備の機器ドレン脱塩器再生用苛性ソーダ供給弁のグランド部に苛性ソーダの析出が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却設備の廃油戻り調節弁に油のにじみが認められたため、当該弁を点検・調整	D	
24	集中環境施設	廃液乾燥固化系乾燥機の水分計用ホッパー（B）入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	集中環境施設	高温焼却炉設備監視用テレビモニタ装置に一部映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
26	その他	低レベル放射性廃棄物搬出検査用放射能測定装置（No. 2）の始業点検において、放射性同位元素（コバルト60）のピーク波形に異常が認められたため、当該測定装置を点検・修理	D	
27	その他	固体廃棄物貯蔵庫（第5棟）の固型化処理エリア用空調機内熱交換器より水のリークが認められたため、当該熱交換器を点検・修理	D	
28	その他	水処理設備のろ過水供給系フィルタ上部より上澄み水のオーバーフローが認められたため、当該フィルタ廻りを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで